

千葉市における環境影響評価制度について

1. 環境影響評価制度とは

環境影響評価とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、評価等の結果を公表し、一般及び地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げる制度です。

なお、環境影響評価法自体は規制法ではなく手続法であり、評価書の公告が終了するまでは事業に着手できないといったこと以外は規制がありません。

2. 環境影響評価制度の経緯

- 昭和44年 アメリカ「国家環境政策法（NEPA）」制定
- 昭和47年 「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解
- 昭和56年 千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱（以下「県要綱」という。）施行
- 昭和59年 「環境影響評価の実施について」閣議決定
- 平成 4年 千葉市環境影響評価の実施に関する指導要綱（以下「市要綱」という。）制定施行
- 平成 5年 「環境基本法」制定（第二十条 環境影響評価の推進）
- 平成 9年 「環境影響評価法」制定
- 平成11年 「環境影響評価法」完全施行
千葉県環境影響評価条例全面施行
千葉市環境影響評価条例（以下「市条例」という。）全面施行（市要綱廃止。）
*他の市町村と跨る事業は対象としない。（県条例適用）
千葉市環境影響評価等技術指針制定（旧技術指針廃止）
- 平成23年 「環境影響評価法」の一部を改正する法律の公布
- 平成25年 改正「環境影響評価法」完全施行

3. 法と市条例の対象事業等について

（1）法対象事業の概要及び特色

- ア. 道路、河川、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場等の13事業種
- イ. 主に国等が関与する事業
（国が実施する、又は許認可等を受けて行う事業及び補助金の交付を受けて行う事業等）
- ウ. それぞれの事業種について「第一種事業」と「第二種事業」の対象規模を規定
（※第一種事業は必ず環境影響評価手続きを行うのに対し、第二種事業は環境影響評価手続きを行うかどうか個別に判定（スクリーニング）を行います。）

(2) 条例対象事業の概要及び特色

ア. 道路、鉄道、廃棄物最終処分場、下水道終末処理場等の18事業種

イ. 法の規模要件より小規模な事業

ウ. 法で対象としていない地域特有の事業種(工場、廃棄物焼却等施設、し尿処理場等)

エ. 法に規定する第一種・第二種事業といった区分はないが、一部の事業種について事業実施区域(市街化区域、市街化調整区域、特定区域等)により、対象規模を設定。

※特定区域とは、首都圏近郊緑地保全法に定める近郊緑地保全区域のこと。

(3) 法及び条例対象事業一覧

対象事業			法		市条例
			第一種事業	第二種事業	
1	道路	高速自動車国道	すべて	—	—
		首都高速道路など	4車線以上のもの	—	—
		自動車専用道路 (上記二つの道路を除く)	—	—	4車線以上のもの
		一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5～10km	4車線以上・3.75km以上
		県道等	—	—	4車線以上・5km以上
		林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15～20km	—
		農道	—	—	幅員6.5m以上・5km以上
2	河川	ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75～100ha	—
		放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75～100ha	—
3	鉄道	新幹線	すべて	—	—
		鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5～10km	長さ2.5km以上
4		飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875～2,500m	—
5	発電所 (発電用 工作物)	火力発電所	出力15万kw以上	出力11.25万～15万kw	出力11.25万kw以上
		水力発電所	出力3万kw以上	出力2.25万～3万kw	—
		地熱発電所	出力1万kw以上	出力7,500～1万kw	—
		原子力発電所	すべて	—	—
		風力発電所	出力1万kW 以上	出力7,500～1万kw	—
6	廃棄物最終処分場		面積30ha以上	面積25～30ha	面積4ha以上 (特定区域を含む場合は2ha)
7	埋立、干拓		面積50ha超	面積40～50ha	面積40ha以上
8	土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75～100ha	面積 市街化区域内:50ha以上 市街化調整区域を含む場合:20ha以上 特定区域を含む場合:10ha以上
9	新住宅市街地開発事業				
10	工業団地造成事業				
11	新都市基盤整備事業				
12	流通業務団地造成事業				
13	宅地の 造成の事業	住宅・都市基盤整備機構 地域振興整備公団			
14	レクリエーション施設用地造成事業		—	—	
15	工場		—	—	排水量1万㎡/日以上 又は燃料使用量20t/h以上
16	下水道終末処理場		—	—	敷地面積15ha以上 又は計画処理人口20万人以上
17	し尿処理場		—	—	処理能力100kL/日以上
18	廃棄物焼却等施設		—	—	処理能力100t/日以上
19	土石の採取		—	—	※採取場区域面積30ha以上
20	土砂等の埋立等		—	—	※埋立面積40ha以上
対象事業種数			13		18

表1. 法と条例の対象事業比較表

※以下の場合 10ha 以上
・ 特定区域が含まれる場合
・ 自然公園
・ 地域森林計画対象民有林

4. 本市における環境影響評価の実施状況

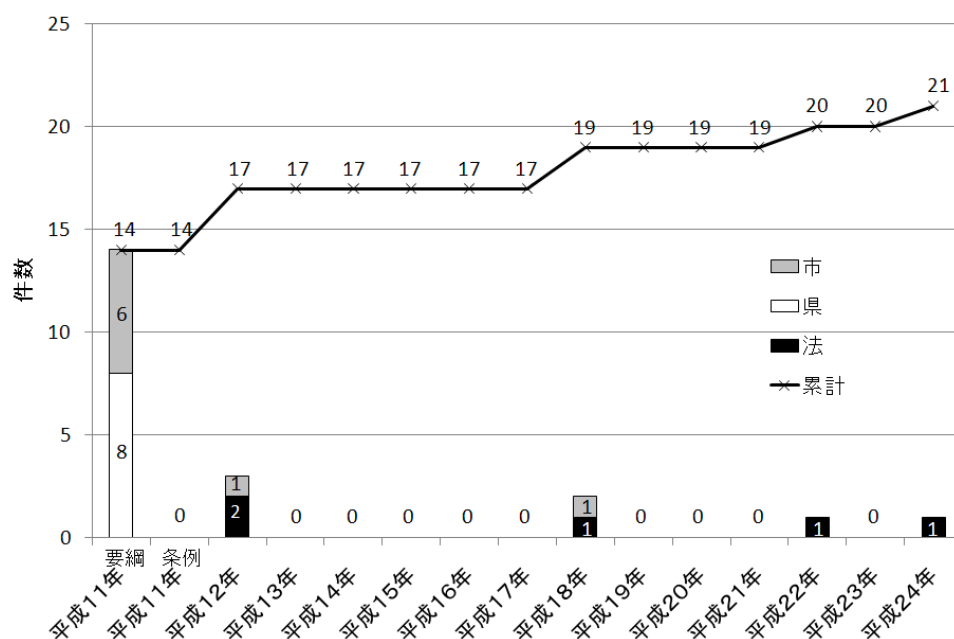


図1. 本市における環境影響評価実施状況

注：本グラフは、評価書の公告年で件数を集計しています。

平成22年の案件は現在方法書手続が終了した段階ですが、
審査件数実態把握のため本グラフの集計に入れました。

5. 環境影響評価制度の効果

これまで市条例(要綱含む)で行われてきた環境影響評価により、谷津田の保全、植栽樹種の見直し、監視計画の充実など事業内容等の見直しが行われ、本市の環境の保全が図られてきました。

6. 環境影響評価法の一部改正と環境影響評価の手続きについて

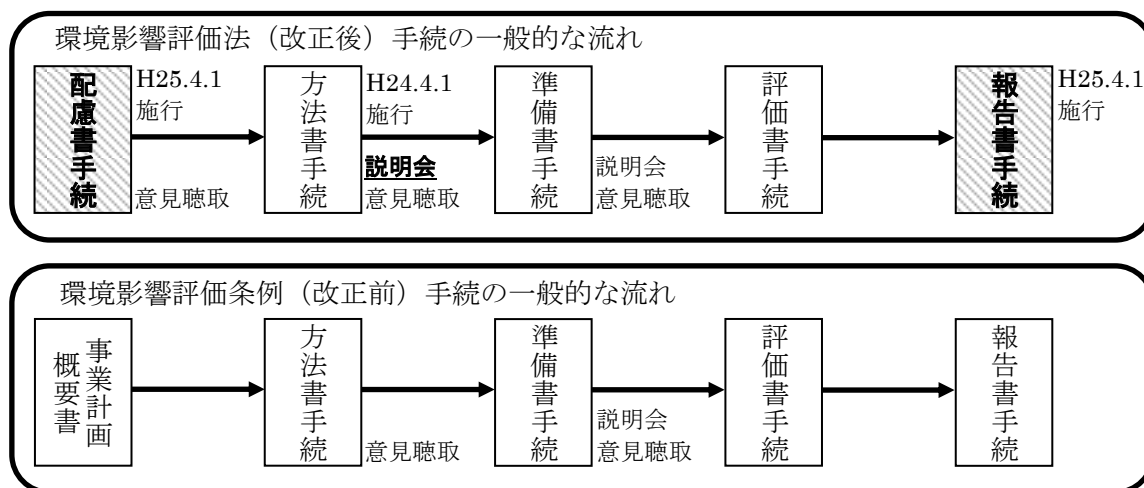
環境影響評価法は改正を受けて、図2上段のように5段階(配慮書手続、報告書手続が新規追加)の手続きを踏むこととなりました。

一方、現行の千葉県環境影響評価条例は図2の下段のように5段階の手続きを踏むものの、法に比べ説明会や意見聴取の機会が少なく、事業者、行政及び市民のコミュニケーション機会が乏しい状況となっています。そのため、法の趣旨を踏まえた市条例の改正が必要となりました。

「配慮書」・・・現行の方法書手続きよりも早期の事業計画段階における、事業実施区域の位置・規模等について複数案の検討を行った結果を記載する。

「方法書」・・・環境影響評価の調査項目の選定、調査方法について検討を行った結果を記載する。

「準備書」・・・事業者自らが行った環境影響の調査・予測・評価の結果を記載する。
「評価書」・・・準備書に関する意見等を検討し、準備書を修正した内容を記載する。
「報告書」・・・工事中や供用後に実施した環境保全措置等について記載する。



※法手続きの網掛け・太字は主な改正部分

図 2. 法と条例の手続の流れ